横 浜 市 記 者 発 表 資 料

平成２７年３月１９日
温暖化対策統括本部調整課
環境創造局政策課
資源循環局資源政策課

横浜市とWWＦジャパンが環境分野において連携協定を締結

横浜市（市長　林 文子）と公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWＦジャパン）（東京都港区、会長　徳川恒孝）は、温暖化対策や生物多様性の保全、循環型社会の構築等、環境分野における普及啓発等を連携して行い、持続可能な社会を推進するための協定を本日締結しました。

今後、横浜市はWWＦジャパンと協力して、環境に配慮したライフスタイルの普及に取り組みます。

WWＦ（World Wide Fund for Nature、世界自然保護基金）について

○ WWＦは、人と自然が調和して生きられる未来を築くため、100 カ国以上で活動している地球環境保全団体です。1961 年にスイスで設立されました。現在は、森や海などの生物多様性を保全すること、木材や魚介類など、自然資源の利用を持続可能なものにすること、地球温暖化を防ぐことに力を注いでいます。
これらの活動はすべて、WWＦのサポーターの皆さまによって支えられています。

○ 日本では、1971 年に世界で 16 番目の WWF として、公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWＦジャパン）が設立されました。
名誉総裁：秋篠宮文仁親王殿下、会長：徳川恒孝

© 1986 Panda Symbol WWF
® "WWF" is a WWF Registered Trademark

協定締結の経緯

横浜市では、ＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）第 38 回総会の横浜開催を契機に、WWＦジャパン主催のライトダウンキャンペーン「アースアワー2014」に参加しました。また、ＩＰＣＣ関連セミナーをはじめ各種講座等への講師派遣など、環境に関する普及啓発に連携・協力して取り組んできました。

こうした協力関係を継続・発展させるため、連携協定を結ぶこととしました。

連携事項

１　温暖化対策の推進に関すること
２　生物多様性の保全に関すること
３　循環型社会の構築に関すること
４　その他、持続可能なライフスタイルの推進等

協定期間

平成 27 年 3 月 19 日から平成 30 年 3 月 18 日まで

おもな取組内容

(1)世界最大のライトダウンキャンペーン「アースアワー（EARTH HOUR）」を横浜で開催！

毎年 3 月末に WWF が主催する、照明を消すアクションを通じ「地球温暖化防止」などへの意思を表明する国際的な環境キャンペーン「アースアワー」[参考1]を横浜市で 2014 年に続き実施します。本キャンペーンを通じ、「温暖化問題」や「エネルギーのあり方」について考え、行動する機会の創出を連携して取り組み、世界へ向けて温暖化防止のメッセージを発信していきます。

「アースアワーロゴ」

(2) 環境行動フェスタなど市民向け啓発イベントを通じた「エコライフスタイル」の呼びかけ

WWF が取り組んでいる「温暖化問題・生物多様性・循環型社会」など各分野の普及啓発について相互の連携を強化し、イベント等を通じて市民にわかりやすい情報発信を実施します。

また、WWF が提唱する「地球１個分の暮らし」(One Planet Lifestyle)[参考2]のコンセプトを基に、日常生活でできる環境行動を提案し、市の環境イベントで PR するなど、横浜らしいエコライフスタイルの啓発を連携して取り組みます。

「ヨコハマ環境行動フェスタ 2014 の様子」

(3) 環境問題に関する世界の最新情報をわかりやすく発信

WWF が参加する国際会議の最新情報や、気候変動に関する世界の動向を「ヨコハマ・エコ・スクール（YES）」等と連携し、市民・事業者にわかりやすく発信します。

また、生物多様性に関する出前講座の開催や、市内動物園での野生生物保護・生息環境保全の PR を連携して実施するなど、世界 100 か国を超える国々で活動する WWF のグローバルネットワークを活かし、温暖化対策の必要性や自然を守ることの大切さを伝える学びの場を市民へ提供します。

「IPCC 総会横浜開催記念市民セミナーの様子」

(4) 日本の自治体で初！　オリジナル Panda＆Yokohama サイン（バナー）を作成、WWＦと横浜市の連携・協力の取組を国内外に発信していきます

今回の協定締結を機に、連携・協力による取組の PR や、広報物などで使用するオリジナルバナーを作成します。オリジナルバナーの作成は、日本の自治体では初となる取組で、相互の連携をわかり易くするだけでなく、情報発信力の強化を図ります。

「オリジナルサイン（バナー）」
（イメージ）

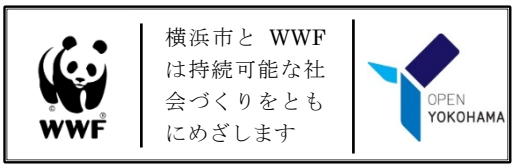

(5) その他、今後検討する取組について

- FSC（森林認証制度）等の持続可能な国際認証制度の利用促進と普及啓発
- 再生可能エネルギーの利用促進と普及啓発
- 横浜版エコロジカル・フットプリント[参考3]の調査・研究
- WWF の協力のもと、横浜市版の広報リーフレットを作成し普及啓発に活用
- 子ども向け教材の共同制作　　など

FSC®
（Forest Stewardship Council®
：森林管理協議会）

WWF 啓発冊子
「One Planet Lifestyle-
アオム シくんと魔法のリンゴ」

環境未来都市 横浜 "FutureCity" YOKOHAMA

ハマが好き だから守ろう いのちのゆりかご 森 川 海
横浜市生物多様性キャッチフレーズ

G30 のその先へ ヨコハマ3R夢！ スリム

お問合せ先		
温暖化対策統括本部調整課長	伊藤　友道	Tel 045-671-4108（連携協定全般、温暖化対策について）
環境創造局政策課環境プロモーション担当課長	遠藤　寛子	Tel 045-671-3830（生物多様性の保全について）
資源循環局資源政策課長	金髙　隆一	Tel 045-671-2537（循環型社会の構築について）

参考資料

（参考１）アースアワー（Earth Hour）とは

○　毎年３月末の土曜日、世界中の人々が、同じ日・同じ時刻に電気を消すアクションを通じて「地球温暖化を止めたい！」「地球の環境を守りたい！」という思いを示す国際的なキャンペーン。WWFの呼びかけにより昨年は世界162か国の人々が参加。日本では、WWFジャパンが、消灯アクションと東日本大震災の被災地への祈りを捧げることを呼びかけている。

○　「アースアワー 2015」は、昨年に続き横浜市（会場：運河パーク）で開催され、親善大使には横浜F・マリノスが就任しています。
※2015年3月28日（土）20:30から21:30までが消灯キャンペーンの時間帯
（WWFジャパン特設サイト）http://www.wwf.or.jp/campaign/earthhour/

昨年開催の「アースアワー2014 in Yokohama」
※国内外へ向けて、横浜開催の様子が紹介されました。

参加型自転車発電アート作品「The Egg of Earth」

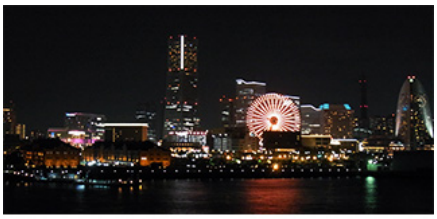
消灯前

消灯後

MM21地区消灯の様子

（参考２）「地球１個分の暮らし～One Planet Lifestyle」について

○「今のままでは2030年ごろには、地球２つ分の資源が必要になる」
人間と多様な生物が調和して暮らしていくためには、そして、地球１個分でちょうどいい暮らしをするにはどうすればいいか。私たちひとり一人の身近なアクションを積み重ねることで、地球にちょうどいい暮らしをはじめようという取組。

○　WWFでは、「地球１個分の資源でまかなえる、ワン・プラネット・ライフスタイル」の実現に向け、「１０のメッセージ」を提唱するなど、国内外で広く呼びかけを行っている。

（参考３）「エコロジカル・フットプリント」について

○　各国や特定の地域が消費した漁業資源や木材資源などを、その生産に必要な土地や海洋の表面積に換算し、消費の規模を表したもの。二酸化炭素については、排出量を自然に吸収できる土地の面積に換算する。この「エコロジカル・フットプリント」を基に、現在の人類による消費の大きさを計算すると、地球１個分の生産量に対して、1.5個分の利用をしているとの結果になる。

○　現在の生活がどれだけ環境に負荷をあたえているかを計測し、地域や分野別の特徴を把握し、環境負荷削減のための具体策の検討する際の指標として利用されている。

別 紙

横浜市と公益財団法人世界自然保護基金ジャパンとの連携協定書（案）

横浜市（以下「甲」という。）と公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、持続可能なライフスタイルをめざし普及啓発等を推進するため、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第１条　甲と乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

（１）温暖化対策の推進に関すること

（２）生物多様性の保全に関すること

（３）循環型社会の構築に関すること

（４）その他、持続可能なライフスタイルの推進に関すること

２　甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（環境への配慮）

第２条　甲と乙は、前条に定める事項の連携・協力を行うにあたっては、できる限り環境に配慮するものとする。

（協定の見直し）

第３条　甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第４条　本協定の有効期間は、締結の日から３年間とする。

（その他）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 27 年 3 月 19 日

甲　横浜市中区港町１丁目１番地
横浜市
横浜市長　林　文子　印

乙　東京都港区芝３丁目１番４号
公益財団法人世界自然保護基金ジャパン
会長　徳川　恒孝　印